

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)が1,200点以上であること。
- (5) 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、2階建て以上かつ延べ面積が1棟あたり3,000㎡以上の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は施工成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除くこと。また、実績が施工成績相互利用登録機関が発注した工事で施工成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、施工成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
- なお、本工事における監理技術者等の専任期間は、平成32年5月15日から平成33年2月15日までとする。
- ア 主任技術者は2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
- ・一級建築士の資格を有する者
 - ・1級建築施工管理技士の資格を有する者
 - ・二級建築士の資格を有する者
 - ・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
- イ 監理技術者は、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
- ・一級建築士の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- ウ 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり1,500㎡以上の新設建物の建築工事を有する者であること(原則、同種工事の着手から完成まで従事していること。)
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- 3 総合評価に関する事項
- (1) 評価項目 本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。
- ア 企業による技術提案
- ・「施工中における工事現場周辺の安全及び環境保全対策について」
 - ・「床デッキスラブコンクリートの品質を確保するための配慮について」
- イ 工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)
- ウ 施工体制
- (2) 総合評価の方法
- ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
- イ 加算点 算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
- なお、加算点の最高点数は40点とする。
- ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。
- エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

- オ (1)アの評価項目(企業による技術提案)を行わない者にあつては、(1)イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。
- (3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
- (4) 落札者の決定方法
- ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。
- (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回らない。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。
- なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点(100点)を下回る場合は、落札者の対象外とする。
- イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (5) その他 受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大10点減ずる。
- 4 入札手続等
- (1) 担当部局
- 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎13F 南関東防衛局総務部契約課 TEL045-211-7143 FAX045-212-2806